

死亡届に関連するおもな手続き

※税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります
「★」マークのある項目は、振興事務所でも受付しています。

下記にあてはまる方は同一世帯にいらっしゃいますか？ ※該当のお手続きをご自身で確認してください。	手続き	必要なもの	ご自宅 手続き 可能	該当	受付窓口	受付済
---	-----	-------	------------------	----	------	-----

亡くなられた方の受給資格・給付サービス、資産や税金に関すること

承継 手 続 き	保険料等の「承継手続き」が発生する場合	相続人代表者の指定	●相続人代表者指定届 ・相続人代表者の口座番号がわかるもの ・代理人が手続きする場合、委任状が必要です		市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
	①国民健康保険に加入していた世帯主 ②75歳以上、または65歳以上で 後期高齢者医療制度に加入していた					
	③65歳以上の場合					

※各種保険証・受給者証・認定証等は、後日郵送となる場合があります。

保 険 ・ 年 金	A. 国民健康保険に加入している方 →70歳から74歳までの方・・・ →	国民健康保険証の返却	国民健康保険証			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464
	→高額な医療費の支払いをしていた場合・・・ →	国民健康保険証兼高齢受給者証の返却	国民健康保険証兼高齢受給者証			
		高額療養費などの支給申請	・ 医療を受けた方の領収書 ・ 世帯主または相続人の口座番号がわかるもの			
	B. 75歳以上の方	保険証の返却	後期高齢者医療保険証			
	65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	高額療養費などの支給申請	●高額療養費等支給申請書 ・ 承継人の口座番号がわかるもの ・ 承継人の印鑑			
	C. 上記以外の健康保険に加入していた場合	※同様の手続きがあります。 手続き方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。				
	葬祭を行った場合	葬祭費の支給申請	●葬祭費支給申請書 ・ 葬祭を行った方の口座番号がわかるもの ・ 会葬礼状または葬儀の領収証と明細			
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・ 限度額適用認定証 ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証 ・ 特定疾病療養受療証 など			
	年金を受給中の方		年金証書、年金請求者の預金通帳など ※まずは「市民保健課」窓口でお問い合わせください			
	→国民年金を受給していた	未支給年金の請求または死亡届				
→厚生年金を受給していた	※年金事務所での手続きがあります					
→共済年金を受給していた	※共済組合での手続きがある場合があります					
	→農業者年金を受給していた	※農協もしくは農業委員会でご相談ください				

高 齢	介護保険証認定申請書をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の取下申請	介護保険証等			地域包括ケア課★ (ハートピア古川) ☎0577-73-6233	
	緊急通報装置を撤去される方	解除届	-			保険証の回収は市民保健課で可能です	
障 が い	障がい者手帳をお持ちの方	各種手帳の返却と死亡の届出	①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳など			総合福祉課 ★ (ハートピア古川) ☎0577-73-7483	
	→障がいに関する給付金を受けていた	障がいに関する各種サービスや給付金の相談	※受付窓口でご相談ください				
	→重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた	受給者資格の喪失届	福祉医療費受給者証			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	

こ ど も	児童扶養手当の受給者	児童手当資格消失届	※受付窓口でご相談ください			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
-------------	------------	-----------	---------------	--	--	-------------------------------------	--

税 ・ 料 金	飛騨市に土地・家屋などの固定資産を所有していた	代表承継人の届出 (相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方)	-			税務課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-3742	
	→共有の固定資産を所有していた	共有代表者の変更届 (亡くなられた方が代表の場合)	-				
	→土地・家屋を相続する	※裏面の「相続」欄をご覧ください				岐阜地方税務局 高山支局 ☎0577-32-0915	
	→農地を相続する	※受付窓口でご相談ください				農業委員会 ★ (西庁舎3階) ☎0577-62-9393	
	原付バイク・小型特殊を所有している方	軽自動車の申告	※受付窓口でご相談ください			税務課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-3742	
	軽自動車を所有している方	※軽自動車検査協会 岐阜事務所でご相談ください				軽自動車検査協会 ☎050-3816-1775	
	自動二輪を所有している方	※飛騨自動車検査登録事務所でご相談ください				飛騨陸運局 ☎050-5540-2054	
	税・料金などを口座振替で飛騨市に納めていた	口座振替の廃止・変更	預金通帳、通帳の届出印			税務課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-3742	
	飛騨市に納める税金・保険料などに未納がある場合	納税相談					
	→財産や負債を放棄する場合	※家庭裁判所でご相談ください				岐阜家庭裁判所 高山支部 ☎0577-32-1140	
	上下水道を使用をやめる方	水道・下水道等異動申請書（兼届出書）	①本人確認書類			水道課 ★ (西庁舎3階) ☎0577-73-7484	
	→上下水道の使用者名義を変更する場合						

そ の 他	市営住宅を故人の名義で借りていた	名義人死亡、退去または入居承継手続き（名義変更）	※受付窓口でご相談ください			建築住宅課 ★ (西庁舎3階) ☎0577-73-0153	
	故人は市営住宅に同居していた	同居者異動届出	死亡を証する書面				
	市営住宅に同居される方	市営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください				
	同報無線の無償貸し出しを受けていた方	防災行政無線個別受信機返却	-			危機管理課 ★ (本庁舎2階) ☎0577-62-8902	

その他	犬を飼っている方	犬の登録	①鑑札 ②狂犬病予防注射済票			環境課 ★ (西庁舎3階) ☎0577-73-7482	
	市営墓地を利用している、利用したい、納骨したい						
	→上気多霊苑	場合によって以下の手続きが必要です ・名義変更 ・使用許可申請 ・埋葬届	※受付窓口でご相談ください			神岡振興事務所 ☎0578-82-2250	
	→あずも霊苑、こかや霊苑						

ご家族に関する届出・申請

住所・戸籍	世帯主が亡くなって、残る世帯員が二人以上の場合	世帯主変更届	-			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
保険・年金	健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入（74歳まで） ※資格喪失日より14日以内	加入していた健康保険の 「資格喪失証明書」				
		国民年金の加入（20歳～60歳未満の配偶者） ※資格喪失日より14日以内					
	国民健康保険に加入していて世帯主が変わる場合	新しい国民健康保険の交付（後日郵送）	変更前の保険証				
こども	受けられる年金給付がないか、確認とご相談	例）・遺族基礎年金 （子のある妻、または子） ・国民年金寡婦年金 （60歳～64歳の妻） ・国民年金死亡一時金	-			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
		・保育園 ・児童扶養手当		※ご家庭の状況により利用できる制度 や必要なものが異なりますので、ご相談ください			子育て応援課 (ハートピア古川) ☎0577-73-2458
		・特別児童扶養手当					総合福祉課 ★ (ハートピア古川) ☎0577-73-7483
相続	亡くなられた方が不動産（土地、建物等）を所有している場合	不動産登記申請	右記に電話の上、ご相談ください。			岐阜地方税務局 高山支局 ☎0577-32-0915	
	亡くなられた方の預貯金等について 相続手続きが必要な場合	法定相続情報証明					



飛驒市役所

〒509-4292 岐阜県飛驒市古川町本町2番22号

開庁時間

あさ 8 時 30 分 ～ 夕方 5 時 15 分

窓口受付時間

あさ 9 時 00 分 ～ 夕方 4 時 30 分

土曜・日曜・祝日、年末年始はお休みです。

各支所でも各種手続きができます。
なお、支所では受付していないものがあります。
す。内側の表でご確認ください。

市役所代表番号

0577-73-2111

お電話を担当者へ
お繋ぎいたします

飛驒市ホームページ <https://www.city.hida.gifu.jp/>

心よりお悔やみ申し上げます

手続きチェックシート
おくやみ

死亡届

死亡の事実を知った日から**7日以内**に届出してください

↓

火葬許可証をお渡しします

- ・火葬許可証は、火葬場に必ずお持ちください。
- ・火葬許可証は、火葬後ご遺族に返却されます。
納骨するときに必要な書類ですので、大切に保管してください。

- 死亡届の届出人は、
 - 親族(6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族)
 - 同居者
 - 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人となっています。
- 窓口に来られる方は、代理の方でも構いません。
- 届出に必要なもの
 - ・死亡届と死亡診断書
(届書は、病院に備え付けてあります。死亡届の右半分が死亡診断書になっています。)
 - ・火葬場使用料
※亡くなられた方の死亡時の住所によります。詳しくはお問い合わせください。

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは

- 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>



そのほか
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で
本人確認
できるもの

・健康保険証
・年金手帳※
・介護保険証
・顔写真付きの社員証、学生証な

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人
確認書類としてご利用いただけます。